

# 神奈川の反「合」権利闘争の前進のために（その2）

## （ある元争議団員の想い）

2003年 9月

### 目 次

1. はじめに .....	1
2. なぜ県委員会の決定が受け入れられないのか .....	1
3. なぜこれほどまでにおおごとになっているのか .....	2
4. 日立資本の働きかけが日立問題・不団結の出発点になった .....	4
5. 作為と無知をさらけ出した「思想的、理論的」見解 .....	8
1) 争議団の不団結が「非民主的運営」から生まれたとする「作為」 .....	8
2) 「セクト主義」のレッテルを貼ろうとする「作為」 .....	9
3) 「支援共闘会議の運動を労働運動の階級的強化に 直接結びつけるセクト主義」とは？ .....	10
4) 「リストラ・人減らし反対」などのスローガンは 争議団共闘の性格を逸脱するという奇妙な論理 .....	11
5) 労働戦線の階級的統一や革新統一戦線の結成の課題も 争議団の任務ではないとする奇妙な論理 .....	11
6) 「連合職場連絡会を解散せよ」という00年決定を なぜ言わなくなったのか？ .....	12

## 1. はじめに

このほど「日立神奈川争議団にかかわる不団結問題の解決のために」と題する03年7月18日付文書（以下、03年見解）が県委員会名で支部討議用として配布されました。

表題は「不団結問題の解決のために」と書かれてはいますが、「この見解をすべての支部が討議し思想的、理論的建設を抜本的につよめることが求められています」とその目的を述べているように、あくまでも県党一部幹部の誤った見解を押しつけるものとなっています。

00年11月8日に「争議をめぐるいくつかの誤りとそれを克服する正しい指導方向について」（以下、00年決定）が突然一方的に決定されて以来約3年、県党一部幹部らはそれに基づいて千代田化工争議団や日立神奈川争議団と支援共闘会議などを集中攻撃してきましたが、結果は「職場組織はいうまでもなく、居住支部や、タテ線組織にも少なくない影響がおよんでいます」（03年見解）と告白しているように、その誤りはいよいよ明らかになっています。

ところが県党一部幹部は自らの誤りを認めず、逆に「00年11月の県委員会総会の指摘した争議運動の中での政策的、理論的誤りが、更に組織的な誤りに発展している」（同）と述べて、あたかも組織的に党を攻撃しているかのように描き、神奈川争議団側への攻撃をエスカレーションしています。

03年見解は、これまで文書にして発表してこなかった00年決定を一部明らかにしながら、なぜ争議団側に誤りが生まれるのか「理論的解明」を試みようとしたものでしたが、逆に県党一部幹部の「作為」と「無知」をさらけ出すものになっています。

私は今年4月に「神奈川の反「合」権利闘争の前進のために（ある元争議団員の想い）」という文書（以下、反論その1）を書きましたが、その文書と余りダブらないようにしながら以下反論を行います。

## 2. なぜ県委員会の決定が受け入れられないのか

03年見解のなかで県党一部幹部は、「日立争議にかかわる不団結問題は、県党組織の党内問題として深刻です」と述べる一方で、「極めて深刻な事態は、（中略）更に組織的な誤りに発展している」と、あたかも「組織的な」動きによって「深刻な事態」がもたらされているかのように描いています。

なぜ県委員会の決定がこれほどまでに不評を買っているのでしょうか。

第一に、事実に基づかない決定だからです。

00年決定は、「差別争議をたたかう党支部のなかで生まれている不団結の共通の要因として、神奈川争議団共闘会議といくつかの支援共闘会議の目的・運動・組織の方針に是正すべき問題点がある」と、あたかも千代田化工支部と日立神奈川の不団結が争議団共闘と支援共闘の方針に原因があったからだと決めつけました。

この点は反論その1で、なぜ千代田化工と日立で不団結が生じ拡大されたのか、事実をもって明らかにしました。日立について言えば、要するに①党と全労連や神奈川労連の一部幹部にある覇権主義、②宮崎氏の利己主義によって不団結が生まれたのです。

仮に、神奈川争議団や支援共闘の方針に不団結を起こす要因が普遍的にあったとするならば、神奈川争議団における30年余の歴史のなかでそれを放置されるわけがありません。

党においても他の組織においても常に団結を守る闘いの連続だったはずですが。不団結は外部からの介入・覇権主義や個人の欲望・利己主義によって生まれるものです。

千代田化工争議団員や日立神奈川争議団員を知っている人々にとってみれば、誰が献身的に党活動を行っていたのか、どちらが献身的に職場労働者の要求実現に取り組んでいるのか一目瞭然です。

従って、争議団共闘側などの方針に不団結の原因があるとする県党一部幹部の考えは、真実を覆い隠すための「作為的」なこじつけに過ぎなかったために県委員会の決定が受け入れられなかったのです。

第二に、党内民主主義にも基づかない決定だったからです。00年11月の県委員会総会で決定された00年決定は、神奈川の反「合」権利闘争の歴史と教訓を覆すものでしたが、それに関わってきた党员、或いは関わっている党员とは事前にいっさい話し合いもせず、いきなり「あなた達は間違っている」と決めつけたのですから支持されるわけがありませんでした。

神奈川には独占大企業が集中し、そのなかで党活動を献身的に行い不当差別や解雇と闘ってきた党员、そしてそれを我がことのようにして支えてきた党员が多数います。従って、その歴史と教訓を一夜にして覆されたことに対する憤りがあるからです。

00年決定から約3年という短くない期間、県党一部幹部は組織的にその決定を徹底させようとしてきたのですが、未だに「深刻な事態」と言わざるを得ない状況になっているとしています。3年近く経っても徹底できないとき、普通なら自らの誤りに目を向け始めるのですが、県党一部幹部は今になって争議団の誤りについて「理論的解明」を試みようとしています。しかし、その内容は事実を更にねじ曲げるだけで、逆に事態を更に「深刻」にするだけでしょう。

### 3. なぜこれほどまでにおおごとになっているのか

争議をめぐって起きる様々な矛盾、不団結は過去にも多数あったはずですが。例えば、日立争議でも、神奈川を除く1都2県（東京、茨城、愛知）の原告らの中にも解決の水準や解決の仕方などについて不満を持ち、それらが背景になって職場を去ったり、活動から離れたりした人が出ています。しかし、神奈川のように政党をも巻き込んだ大事にはなっていません。

なぜ神奈川の矛盾、不団結がこれほどまでに「組織的な誤り」つまり「分派」と攻撃

されるような大事になっているのでしょうか。

第一に、千代田化工提訴外者Y氏らの「秘密交渉」の擁護にはじまり日立神奈川原告宮崎氏らの「分裂行動」の援護に至る一連の問題に、党中央及び県党の中心幹部が直接深く関わってきたために、その権威にかけても自らの誤りを認めるわけにはいかなくなっているからだと思います。

即ち、Y氏や宮崎氏らの「訴願」の事情聴取から最終決定にいたるまで、県党の書記長（或いは委員長）や副委員長らが直接関わり、党中央も労働局長らが関わってきました。そのため、自らの誤りを認めることは、その職責を問われる問題となっているからです。

第二に、争議運動は「大衆運動」でその自主性は尊重されるべきだと言いながら、党の介入によって不団結が生まれ拡大されてきたという事実があるからだと思います。

例えば、「大衆運動」である争議運動のなかで、差別争議における提訴外者問題、争議解決金の配分の問題などで意見が分かれたとき、県党一部幹部などは争議団内の多数の意見を退け、金ほしさに主張する一部の意見を擁護し介入しました。

また、「大衆組織」である争議団共闘会議の方針に対しても、「運動と解決に責任を持つ」という考えや労働戦線の階級的統一に寄与するという原則的な立場、或いはリストラ人減らし反対などのスローガンを掲げることなどに対して、それらを誤りだと決めつけ介入しました。

県党一部幹部は「大企業の争議団は共産党員だけであるから、介入にならない」などと強弁しますが、争議に身を置かない者が状況も判らず、経験も知識も持たずして、ただ上部組織という権力の力で間違った考えを「決定」として従わせることが正しいのでしょうか。これこそ「民主集中制」の名による押しつけ、介入ではないでしょうか。

第三に、党や全労連及び神奈川労連の一部幹部にある覇権主義という弱点が暴露されるからだと思います。

特に日立の場合、後述するように、1都2県と神奈川が分裂していった最大の要因は、日立資本から「和解交渉の仲介を依頼」された全労連がその力と権威を高め誇示しようとして日立争議団全体に間違った方針を押しつけたからです。

このことは全労連の一部幹部のみならず、党や神奈川労連の一部幹部も承知の上で推進させられたことは想像に難くないものです。

従って、不団結の真相が明らかになるということは、党や全労連など一部幹部の覇権主義が暴露されるのです。

第四に、党内一部幹部の無謬主義、覇権主義、官僚主義などによる誤りを許している背景には、党内民主主義の欠如がありますが、誤りを認めればそれが露呈されるからだと思います。

そして、このような党内の根本問題に発展することを恐れた県党一部幹部は事実をねじ曲げ真実を覆い隠した上で、今度は「思想的、理論的」な装いで「組織的な誤り」として「解明し」、排除しようとしています。

しかしどのように糊塗しても、この30年余の神奈川の反「合」権利闘争を知る人々の目をごまかすことはできないでしょう。

今年の一斉地方選挙の結果が示すように、身体を張って党のために資本と闘ってきた党員を「(間違った)決定に従わないから」と言って排除するような党では、労働者や国民の信頼もかちとることはできないでしょう。

まず以上のことを結論的に強調しておきたいと思います。

#### 4. 日立資本の働きかけが日立問題・不団結の出発点になった

1) ところで、日立争議をめぐる1都2県と神奈川との間の矛盾、不団結は何が発端だったのでしょうか。00年10月4日付の日立神奈川支援共闘及び争議団の「見解」書(以下、00年日立神奈川見解)では次のように述べられています。

「そもそも1都3県が分断された出発点となったのは、99年1月16日、まだ1都3県の原告団内で『争議情勢の見方』『中央支援共闘のあり方』『会社とのチャンネル問題』『神奈川支援共闘役員への誹謗中傷問題』『訴外者の問題』などをめぐって議論が続いているなかで、1都2県の支援組織が、神奈川支援共闘を除いて中央連絡会結成の方針を決めたことにあります。」

即ち、「争議情勢の見方」では、1都2県は「今が解決の絶好のチャンス」と主張したのに対し、神奈川は鉄の門を固く閉ざし「(反共のための)消防団」まで配置して対峙する日立の姿勢をあまくみないで「運動で情勢を切り開くこと」を主張していました。

また「中央支援共闘のあり方」では、1都2県は「全労連を中心にした組織」を主張したのに対し、神奈川は「それぞれの地域支援共闘が対等平等になった組織」を主張して対立していました。

更に「会社とのチャンネル問題」では、1都2県側が日立との間にあるらしいチャンネルを秘密にして、そのチャンネルで話し合われたらしい結論を神奈川に押しつける問題があったので、そのチャンネルを明らかにするよう求めていました。

当時は1都2県がなぜそんなにも「今が解決のチャンス」とか「全労連中心」に固執したり、「会社とのチャンネル」を隠すのか理解できませんでしたが、後述するような「日立が全労連に解決の仲介を頼みにきた」という事実があったとするならば、なるほどどうなづけます。

2) そして今、日立資本が全労連に直接働きかけてきた事実が明らかにされ、日立問題の矛盾、不団結の根本的原因が明らかになってきたのです。

即ち、1都2県の中央支援連側は、総括集（01年11月発行）の中で次のように記載して、日立資本が全労連側に働きかけたことを示唆していました。

「中研先行解決を強く主張していた会社が、99年1月、突然、嶋田一夫中労委労働者委員を通じて、『争議の早期全面解決をはかりたい』との意思を伝えてきた。この背景については、全労連に一括解決の窓口を期待したのではないか（アンダーライン筆者）、相次ぐ不祥事と業績の急激な悪化があるのではないか、争議支援活動の拡がりや国内外の世論の高まりを恐れたのではないか、新たな「合理化」の前ぶれではないかなど、さまざまな見方があったが、日立争議団にとってはまさに早期全面一括解決の絶好のチャンス到来であった。

この総括集では、日立が全労連に働きかけたことを断定はしていませんでしたが、労働運動誌03年7月号の座談会では、日本福祉大の大木氏が次のように述べて全労連が日立資本から「和解交渉の仲介を依頼」されたことを初めて明らかにしたのです。そして、全労連が「事実上の団体交渉を行い、・・・公式に協定を結んだ」ことを初めてのこととして評価したのです。

「大木（中略）日立争議の勝利解決をかちとるうえで全労連は決定的な役割を果たしましたが、その経過をみると、日立という日本の代表的な企業が連合組合を飛び越えて、全労連に和解交渉の仲介を依頼し（アンダーライン筆者）、全労連および『争議団』との間で長期にわたる事実上の団体交渉を行い、裁判所や労働委員会の認知のもとに公式に協定を結んだのです。これは画期的な出来事で、全労連は大企業との間でも団体交渉や協約締結をするようなたたかいを組織しうるところまできていることを示しています。（後略）」

（この座談会には党中央労働局次長及び全労連議長も同席して異議を唱えていませんでしたので、共通の認識であることを示しています）

そして県党一部幹部も03年見解で、「全労連が日本のナショナルセンターとして結成後はじめて大企業との直接解決交渉に出て（アンダーライン筆者）、99年9月の解決協定に調印したことは画期的なことと評価されています」と述べ、同様に評価し始めました。

- 3) しかし98年頃は、それぞれの地域支援共闘を結成して日立争議を闘っている最中であり、その支援共闘にも入っていない全労連が「日立と争議解決について話し合った」とは越権行為になるのでとても言えなかったのでしょうか。

しかし、なんとしても「初めての独占大企業との直接交渉」を仕切りたかった全労連一部幹部は、言いなりにならない神奈川を除外しても、99年1月に中央支援連（準備会）を立ち上げ、解決に走ったのです。

勿論、この行動は党中央の了解の下に進められたことは想像に難くはありません。

そして神奈川に対しては、日立からの要求の下で一括解決すべく、神奈川の原告を

一人ひとり個別に中央支援連側に引き込んだ結果、日立小田原の提訴外者3人を神奈川から分断することに成功しました。

他方、原告宮崎氏ら2人も1都2県側に走りましたが、神奈川の原告10人の中では少数派であったため、闘争中では脱退することもできず、1都2県が解決した00年9月までは、内部から「1都2県に従え」と分裂活動を起こしました。

そして1都2県の解決後は、神奈川労連の一部幹部らが「なぜ全労連などと一緒に解決しなかったのか」と批判し始め、01年5月には支援共闘から「離脱」していくなかで、原告宮崎氏ら2人は争議団の決定には従わず行動を共にしなくなり、神奈川の解決を困難にしていきました。

宮崎氏ら2人は、その分裂行動を団員から批判されると00年1月には県党に対して訴願を起こし、県党の庇護の下で最後まで分裂活動を繰り返したことは反論その1で述べた通りです。

こうして原告宮崎氏らの分裂行動、即ち「不団結」は、全労連一部幹部が日立資本から働きかけられて、その「力量」を内外に示すという野心、即ち覇権主義に端を発していたのです。

そして今や、党と全労連の一部幹部はこれを「画期的なこと」として評価して居直り、批判する者に反全労連のレッテルを貼ろうとしているのです。

#### 4) 全労連との関係で神奈川は次のような見解を表明していました(00年日立神奈川見解)。

「全労連は当初『当該全員から頼まれない限り、全労連は引き受けない』『全労連は当該がまとまって要請されれば(支援共闘の代表を)引き受けるという立場だ』という原則的な立場を表明していました(98年5月20日、8月5日)。この姿勢をその後の担当者が貫いていれば、今日の事態は起こり得なかったと考えます」

この見解は誠に当を得ていたと思います。そしてこの見解に賛同する全労連の人々は依然として多数おられることも確信しています。

日立争議の解決をめぐる、全労連や一部幹部の権威や力量を「高め」誇示するために、当該争議団の団結が後景に追いやられるという事態が起こったというのが、日立問題の発端であり、根本的な原因です。

県党の一部幹部はいたるところで「争議団こそ主人公」「争議団の団結こそ宝」と言わんばかりの主張を行っていますが、その立場を投げ捨てて全労連中心の中央支援連結成に走った側を擁護し続けるようでは、言葉だけの「団結」擁護に過ぎないことを示しています。

結局県党一部幹部もまた「上意下達」で中央の言いなりになっていると批判されても仕方がありません。

#### 5) ところで、03年見解の「全労連が結成後はじめて大企業との直接解決交渉に出て・・・」と「画期的な評価」を与えていることに関連して、誤解を招かないように述べ

ておきますが、日立は決して直接全労連と交渉したわけではありません。

神奈川の自主交渉の時もそうでしたが、日立は必ず代理人、弁護士を介して交渉に当たってきました。1都2県の場合は、自主交渉ではなく中労委和解でしたから、日立の代理人のみならず中労委をも介して解決交渉が行われたのです。

東電や千代田化工などの自主交渉のように文字通り、会社の代表と支援共闘（含む争議団）が交渉して解決するというようなことは、日立は認めませんでした。このことが労使関係の正常化につながる解決を表面的にも果たせなかった大きな要因になったのです。

従って「全労連が日立と直接交渉して解決」などと評価できるものではなかったのです。

6) 尚、こうした全労連側の動きの背景には、全労連側にある大企業での労働運動に対する次のような「思い」があることを指摘しておきます。

例えば、月刊全労連2000年6月号の座談会における坂内事務局長の次のような発言です。

「坂内 全労連として拠点闘争を提起して、その典型に日産のリバイバルプランとのたたかいを提起した。（中略）これを単に単発的なとりくみにしないで、もちろんいろんな産業でいろんなたたかいがあるから、やはり重点を絞って、全労働者が集中して突破していくようなたたかいというものは、これからも非常に大事ではないかと思います。1ヶ月ほど前に、ある大企業の経営者側と会ったんですが、『日産の次はうちを拠点にするんじゃないでしょうね』と言うんだよね。（後略）

また、月刊全労連2003年7月号の座談会における坂内事務局長の次のような発言も大企業での労働運動に対する思いを率直に示しています。

「坂内 （前略）社会的包囲はいいんだけど、やっぱり労働運動は、そこに労働組合をつくってたたかう。全労連を結成して13年。日本を代表する企業と労使関係をきちんとつくって、小と言えどもいまの法律も利用して団体交渉を申し入れて、それでその労働組合を全体が支援するというやり方、これで攻めていくようなものを大胆に探求すべきだと思いますよ。」

「坂内 （前略）自由な座談会だから、3つに付け加えて言うなら、トヨタ、東芝を含めて大企業のなかになかに春闘をたたかう旗を立てるか。それは労働組合に限らず春闘闘争委員会でもなんでもいいけれども、それがないと本物のたたかいにならないのではないかと考えているのです。」



## 5. 作為と無知をさらけ出した「思想的、理論的」見解

03年見解は「(県委員会が問題にしているのは) 不団結問題に密接に関係している支援共闘論についてであり」と述べ、その支援共闘論に誤りがあるから「セクト主義が生まれる」と「解明」しています。

しかし、これは「不団結」の真の原因を覆い隠すためのこじつけ、カムフラージュに過ぎません。従って、その「解明」は次のように「作為的」なものであり、何ら「理論的」ではありません。

### 1) 争議団の不団結が「非民主的運営」から生まれたとする「作為」

03年見解は「日立神奈川争議団の団運営は少数意見が尊重されず、また会則もこれと結んで著しく民主的運営を阻害するものとなっています」とし、「意見の違う団員にたいして徹底した排除が行われ」たために「不団結が生まれ、拡大してきた」と決めつけています。

この見解は、党県央地区委員長も実行委員会に加わって03年2月に行われた「日立・宮崎争議報告集会」で配布された「宮崎文書」を根拠にしています。しかしこの文書は、佐藤団長の反論文に明らかなように「事実の捏造、歪曲を行って誹謗中傷を繰り返す」「謀略文そのもの」です。

佐藤団長の反論文によれば、宮崎氏は、95年のデッチ上げ傷害事件では当事者であるにもかかわらず不起訴運動には殆ど参加しなかったばかりか、3時間におよぶ地検での取り調べの状況を未だに殆ど明らかにしていない人物です。

また宮崎氏は「団会議で意見が分かれ、自分が批判されると『俺は帰る』』と云って会議の途中でも勝手に帰ってしまう」人物であり、「当初から団会議に理由を示さず欠席することがあり、自宅まで行動や会議に参加するよう説得に行かざるを得ないような」人物でもあったのです。

更には他の団員が工面して自らの行動の交通費を捻出しているにもかかわらず自分だけは団に負担にさせるとか、また他の団員によれば、党費や機関紙誌代を長期に納入せず、それを立て替えていた団員が返済を求めてもなかなか返そうとしなかった人物で、全く独りよがりの人物のようでした。

そういう人物でしたから、99年1月に1都2県が神奈川を除いて「中央支援連(準)」を立ち上げると、宮崎氏は早く解決したいために1都2県との同時解決を求めるようになりました。そして、宮崎氏は「宮崎文書」で「(自分がなぜ団を脱退し独自解決の道を選んだか) について「全日立の闘いから神奈川が離れたことが、もっとも大きな理由です」と告白しているように、このとき団との決別を決意したようでした。

その後宮崎氏は佐藤団長反論文にあるように、「団の決定事項にも従わないと公然

と主張」するようになり、「00年7月以降は団費も払わな」くなって神奈川の解決を困難にしたばかりか、解決交渉の最中に、未だ解決金がいくらになるかも判らない段階から、「(団員10人のうち二次提訴者の分を半分とし、提訴外者分をゼロとして) 解決金の9.5分の1を配分しなければ、一緒に解決しない」と言うようになりました。

そして争議団と支援共闘が「10人一緒に解決をめざす」という立場から宮崎氏の言う通りに「解決金の配分」を事前に約束すると、今度は既に脱退している神奈川労連を「支援共闘の代表に入れよ」と無理難題を言い出すしまつでした。そこで、最後の方策として「中労委和解での団結」を求めましたが、これも拒否して「独自解決」の道を突き進んだのでした。

従って、宮崎氏が団からの決別を決意し不団結への道を選んだのは、自らが告白しているように自分ひとりでも1都2県と一緒に早く解決したかったためであり、最終的には「解決金の9.5分の1配分」のため、つまりお金が欲しかったからです。決して団の「非民主的運営」からではなかったのです。

県党一部幹部は、宮崎氏ら2人からの県党への訴願を口実にして、定期的に団などへの対策について協議を行っていましたので、以上の状況をよく把握できる立場にいました。それにもかかわらず逆の結論を導き出してくる姿勢は、真実に忠実であるべき共産党員にあるまじきものです。ここには「理論」というより悪意に満ちた「作為」があると言うしかありません。

## 2) 「セクト主義」のレッテルを貼ろうとする「作為」

03年見解は、「日立闘争神奈川支援共闘会議は、その会則第3条『構成と任務』に『日立神奈川争議団の勝利のための運動と解決に責任を持つ組織』と規定しています。さらに、支援共闘は争議団にたいする『指導と援助』にあたるとしています」と決めつけています。

しかし「運動と解決に責任を持つ」という記載はありますが、「指導と援助にあたる」という記載はありません。従って、03年見解が「支援共闘が争議団にたいする指導機関とされている」という決めつけは悪意に満ちた「作為」の産物という他ありません。

更に03年見解は、「争議団が支援共闘の役員を指名して支援共闘の指導部を構成し、その特定の考えをもった幹部が支援共闘の指導権を握って、自分たちの思うままに争議団への指導を実現するという、支援共闘組織の性格を逸脱するセクト主義的な仕組みがつけられている」と勝手な作文を書き上げています。

「争議団が支援共闘の役員を指名して指導部を構成する」などという絵空事がどうして言えるのでしょうか。こんな支援共闘があれば、争議団が気に入らなければいつでも「指導部」構成を変えられることができるというものになります。まるで「争議団のロボットのような支援共闘」ということになります。

ところが同じ文章のなかで「特定の考えをもった幹部が、・・自分たちの思うままに争議団への指導を実現する」という表現も出てきます。争議団が「指名」した支援共闘の幹部に「思うままに指導される」という文脈は、誰が読んでも理解しがたいものです。

そして、そのことが「セクト主義的な仕組みにつながる」というのです。「セクト主義」とは「自派の主張を強調するあまり他派との連携を軽視する考え方」（国語辞典）ですが、県党一部幹部が言うところの「セクト主義」とは何なのでしょう。03年見解では「宮崎氏は、・・支援共闘会議役員への絶対服従を求め」られたと続けて述べていますので、はっきりしませんが、「セクト主義」＝「独善」と言いたいのでしょうか。それとも「セクト（分派）」につながっていると言いたいのでしょうか。

それにしても「運動と解決に責任を持つ」という考え方が最終的には「セクト主義」或いは「セクト」につながるという「理論的な解明」はあまりにも苦しく「作為的」ではないでしょうか。

私からみれば、「支援することが任務」という立場から論評するだけで、自分だけの立場に固執して身をのりださず責任をとろうとしない幹部の姿勢にこそ「セクショナリズム」を感じます。我がことのように寝食を共にし、責任をもって運動を組み立て、解決のために奮闘する支援共闘があったからこそ、神奈川の反「合」権利闘争が全国に誇れる争議解決を果たしてこられたことを忘れてはならないと思います。

### 3) 「支援共闘会議の運動を労働運動の階級的強化に直接結びつけるセクト主義」とは？

03年見解は、上記の表題で「支援共闘が『労働運動の階級的強化に寄与する』という一般的な方針をかかげる」ことは、「(争議を勝利に導く任務を持つべき) 支援共闘の任務からの逸脱があり、そこからセクト主義的傾向が生まれる」とここでも無理矢理「間違った支援共闘論がセクト（分派）につながる」という「理論的解明」を行っています。

もし県党一部幹部が本気になってそう断言するなら、なぜ24年間も間違った争議団の方針を容認してきたのでしょうか。神奈川争議団共闘会議が79年の第3回総会で、「争議団の原則的な闘い」の一つとして、「労働戦線の階級的統一、革新統一戦線の結成をめざす闘いに寄与すること」つまり「労働運動の階級的強化に寄与」の方針を打ち出し、その後24年間、総会毎にそれを確認してきました。県党一部幹部はこれを知らなかったのでしょうか。それこそ「無知」のそしりをまぬがれ得ません。

労働争議は単に不当差別や解雇と闘うだけでなく、それを許している労働組合の弱さを克服する闘いであり、またそれを背景にして進められている労働条件の抑制との闘いでもあり、まさに労働運動そのものです。従って、労働争議に勝利することが労働運動の前進に直接つながることは、労働運動を知る者なら誰でも理解できることです。それをなぜ「セクト」と呼ぶのか。この事態は「無知」を通り越して「狂乱」としか言いようがありません。

それにしても、03年見解の5頁に「労働運動の階級的強化に寄与する」(94年12月)とか「支援共闘会議の闘いを・・・重要な課題になっている」(99年4月)と書かれている(94年12月)とか(99年4月)という表現は何を意味するのでしょうか。何か引用をしているのであればそれを正確に書くべきですが、なぜ書かないのでしょうか。ここにもこの文書の粗雑さがみられるのです。

#### 4) 「リストラ・人減らし反対」などのスローガンは争議団共闘の性格を逸脱するという奇妙な論理

03年見解でも改めて「国民・労働者犠牲のリストラ・人減らしに反対し・・・」などという「スローガンを掲げることは、必然的にナショナルセンター・ローカルセンターの役割を軽視し、自らをローカルセンター的存在として対置することにつながるをえません」と述べて、これを「争議団共闘の基本的性格と役割を逸脱した誤り」だとしています。

この主張のどこがばかげているかを説明する必要はないと思いますが(反論その1で述べていますが)、これが「理論的解明」の一つだということですから唾然とします。

「争議団は自らの争議の解決だけを追求していればよい」などという県党一部幹部の偏狭な考え方はどこから来るのでしょうか。「無知なるが故に生じた」というようなまじめさは微塵もありません。こんな稚拙な「理論的解明」で「思想建設」をはかることができると考えているのでしょうか。そうだとすれば、一般党員を愚弄するものです。

#### 5) 労働戦線の階級的統一や革新統一戦線の結成の課題も争議団の任務ではないとする奇妙な論理

更に03年見解は「労働戦線の階級的統一は、全労連の強化・拡大と傾向の違う労働組合との共同行動によって切り開かれるもの」であり、また「革新統一戦線は革新懇運動の強化・拡大で前進するもの」だから、争議団には「実現不可能な任務」だと決めつける奇妙な主張も展開しています。

そして、これを「実現不可能な任務を争議団に押しつけるセクト主義」だということです。仮にそれが実現不可能だとしても、なぜそれを押しつけることが「セクト主義」なのでしょう。要するに、「セクト主義だ」という結論が先にあって、何でもかんでもそれに結びつけるというもので、「理論的解明」でも何でもなく「こじつけ」に過ぎないのです。

まじめに反論する必要はないのかも知れませんが、「労働戦線の階級的統一」は上から実現するのでなく下からの草の根からの闘いによって実現させようと言っていたのは誰でしょうか。

革新統一もしかりです。ひとり革新懇の課題にしていたのでは広範な接近を妨げるものになるのではないのでしょうか。

いずれにしても、争議を勝利解決させるには、その闘いのなかで単に自らの要求を

実現させるだけでなく、階級的な労働戦線や革新統一戦線の拡大強化につながるような闘い方やオルグをしてきたことが、別の言い方をすれば、支援する人であれば連合でも自民党でも良いなどというご都合主義でなく、軸足をしっかりと階級的・革新的勢力の陣営において闘うことが、争議を勝利させる上でもっとも確かで近道なのだという事です。

これは争議団が実践的にかちとってきた教訓であり、実感なのです。これは四半世紀にわたって争議団が総会毎に確認してきたものです。これを一片の「見解」書で「セクト主義」だなどと排除することは許されるものではありません。

#### 6) 「連合職場連絡会を解散せよ」という00年決定をなぜ言わなくなったのか？

ところで県党一部幹部は、00年決定のなかで、連合職場連絡会に対して「解散して職場革新懇をつくれ」と言っていたのですが、なぜかそれを強調しなくなっています。

それは最近労働運動誌（8月号）に出された党中央の荒堀常任幹部会委員の次のような論文と関係しているからでしょうか。

「(前略) こうした労働運動の新たな転機が始まっているもとの、職場を土台にして労働運動を本格的に労働者の利益になる労働組合にどのように作りあげていくのかということが、いま重要な課題になっているのです。

私たちはいま、職場に要求実現のための組織をつくろうではないかとよびかけています。組合員だけでなく、中間管理職もふくめて、あるいはパートだとか契約社員だとか、そういう人たちもふくめて共通した要求、それぞれの人たちの要求をとりあげ、実現していく職場組織をつくっていくということです。

その職場組織が、職場の要求を実現するために交渉していく。交渉しなければ、この職場組織は大きくなりません。そして、将来、この職場組織は労働組合の職場組織として発展すればいいと思うのです。(後略)」

職場に、そこに労働組合があっても、要求実現の大衆組織をつくって闘うという方針は70年代の初めから党の方針としてあったのです。そのことの重要性を改めて今の情勢下で強調したのが荒堀論文だと思いますが、「連合職場連絡会を解散せよ」という県党一部幹部の考えは明らかに党の方針から逸脱しています。

そうだとするならば、県党一部幹部は自らの誤りを認めその責任を明らかにして、00年決定を取り消すべきではないでしょうか。自分の都合の悪い部分には黙ってふたをするようなやり方は決して許されません。

以上